

第51号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の認可について」に対する附帯決議

本議案は、平成24年4月1日に設立された地方独立行政法人長崎市立病院機構に係る中期計画の認可について議会の議決を経ようとするものである。

地方独立行政法人長崎市立病院機構は、多様化する市民の医療に対するニーズに応えるとともに、長崎市立市民病院と長崎市立成人病センターを集約し、ER型救命救急センターの整備を初めとした高度・急性期医療の充実などを目指し、現在、平成26年2月の第一期開院、平成28年5月の全面開院に向け新市立病院建設工事を進めているところである。

特に、第一期開院にあわせ新市立病院では、ER型救命救急センターの整備が計画されているほか、現市民病院においては、安全安心医療の観点から、早急な7対1看護体制の整備と維持を図ることとされているが、そのためには、医師を初めとした医療スタッフの確保が最も重要な課題となっている。

また、病院事業の運営形態を地方独立行政法人に移行するに当たっては、健全な経営の質を担保し、将来にわたる安定的かつ持続可能な経営基盤を確立することが求められるなど、課せられた責務は非常に重いものがある。

よって、地方独立行政法人長崎市立病院機構においては、地域における中核的基幹病院として救急医療の充実、質の高い医療の提供を行っていくため、その根幹となる医師を初めとする医療スタッフの確保に全力を尽くすとともに、運営面においても中期計画の中で示された収支・資金計画、病床稼働率などの各数値目標を確実に達成されるよう強く要請する。

平成24年4月1日

長崎市議会